

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年2月8日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集期間：上限3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月14日付にて提出いたしました有価証券届出書(平成30年8月14日付、有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

販売会社の追加の訂正を行います。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部_____は訂正部分を示します。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

- ・名称 株式会社大垣共立銀行
- ・資本金の額 46,773百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 エース証券株式会社
- ・資本金の額 8,831百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 株式会社滋賀銀行
- ・資本金の額 33,076百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社紀陽銀行
- ・資本金の額 80,096百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 48,323百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

- ・名称 株式会社大垣共立銀行
- ・資本金の額 46,773百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に
関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社近畿大阪銀行²
- ・資本金の額 38,971百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 エース証券株式会社
- ・資本金の額 8,831百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 株式会社滋賀銀行
- ・資本金の額 33,076百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社紀陽銀行
- ・資本金の額 80,096百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 48,323百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 株式会社関西アーバン銀行^{1 2}
- ・資本金の額 47,039百万円(平成30年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 平成31年2月12日より取扱いを開始します。

2 平成31年4月1日付で、関係当局の許認可の取得等を前提として、株式会社近畿大阪銀行と株式会
社関西アーバン銀行とは、株式会社近畿大阪銀行を存続会社とする合併を行い、商号は「株式会
社関西みらい銀行」となる予定です。